

改正前	改正後
7 結婚認定関係 分会長の証明を添付すること。 8 出生認定関係 分会長の証明を添付すること。 9 重度障害認定関係 診断書又はその写しを添付すること。 第5条の2(略) ①(略) ② 警察・消防等の公の機関による調査等について照会が必要なとき 180日 ③ 医療機関等の専門機関による診断・鑑定等について照会が必要なとき 90日 ④ 災害救助法の適用された被災地域において調査が必要なとき 60日 2(略) 第6条(略) 2 準組合員乙にあっては、組合員カードに記載した銀行に振り込むものとする。 3(略) 4 規程第14条第2項の申し出は、総合共済掛金充当願(様式第9)により行うものとする。 第7条～第9条(略) 附 則(略)	7 削除 8 削除 8 重度障害認定関係 医師の診断書又はその写しを添付すること。 第5条の2(略) ①(略) ② 警察、 <u>検察</u> 、消防その他の機関による調査・ <u>捜査の結果について照会を行う必要があるとき</u> 180日 ③ 医療機関、 <u>捜査機関その他</u> 専門機関による診断・鑑定・ <u>審査等の結果について照会を行う必要があるとき</u> 90日 ④ <u>身体障害の内容及びその程度を確認するための医療機関による診断、身体障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果について照会を行う必要があるとき</u> 120日 ⑤ 災害救助法が適用された災害の被災地域において <u>調査を行う必要があるとき</u> 60日 ⑥ <u>災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震又はこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生したとき</u> 360日 ⑦ <u>日本国外で傷病が発生した等の事情により、日本国外において調査を行う必要があるとき</u> 180日 ⑧ ①から⑦までの場合のほか、 <u>中央執行委員会並びに組合員等・組合員乙、共済金受取人以外の個人又は機関に対して客観的事実、科学的見地または専門的見地からの意見若しくは判断を求めるための確認が必要</u> なとき 90日 2(略) 第6条(略) 2 準組合員乙にあっては、 <u>中央執行委員長が指定する口座</u> に振り込むものとする。 3(略) 4 規程第14条第2項の申し出は、総合共済掛金充当願(様式第8)により行うものとする。 第7条～第9条(略) 附 則(略) <u>この細則は、2014年4月1日から適用する。</u>
備 考	改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
給付決定通知書(様式第8)により通知をしなければならない。 4 死亡認定関係 (1) 死亡事実の証明 ① 本人の死亡診断書の写しを添付すること。 ② 本人以外の死亡診断書の写し又は分会長の証明書を添付すること。 (2) 婚姻の届出はしていないが、同居し事実上婚姻関係にある配偶者の場合支部又は分会の代表者の証明書を添付すること。 (3) 失踪、行方不明の場合 ① 本人の場合家族又は分会長の証明書を添付すること。 ② 本人以外の場合 ア 失踪、行方不明死亡確認が不可能の場合は、裁判所発行の失踪宣言の証明書を添付すること。 イ 航空機の墜落、船舶の沈没等死体の確認ができない場合で、その死亡が客観的に確定と認められるときは、当該航空会社等が発行する証明書を添付すること。ただし、共済金受取人は、生存が明らかになったときには、すでに受け取った共済金を返済する旨の念書を提出するものとする。 5 住宅災害認定関係 (1) 公共団体の発行する証明書、又はその写し、火災については消防署の発行する証明書、又はその写しを添付すること。 6 疾病認定関係 (1) 疾病の事実の証明 ① 組合員及び準組合員甲の場合、分会長の証明を添付すること。 ② 準組合員乙の場合通院、入院とも診療報酬請求明細書又は領収書を添付すること。 ただし、前記により、健康保険適用部分の判定が困難なときは、それにてる証明書を添付すること。	<u>を要するものとする。ただし、組合員乙を除く。</u> 4 <u>中央執行委員長は、申告書の提出があった場合は、分会長の証明等を速やかに審査し、給付決定通知書(様式第7)により通知をしなければならない。</u> 5 死亡認定関係 (1) 死亡事実の証明 <u>医師の死亡診断書、死体検案書又はその写しを添付すること。</u> (2) 削除 (2) <u>生死不明の場合</u> <u>組合員、準組合員甲、準組合員乙及びその配偶者(以下「組合員等」という。)の生死が不明の場合において、次のいずれかの事由に該当する場合は、組合員等が死亡したものとみなす。</u> ① <u>失踪宣告を受けたとき</u> ② <u>船舶又は航空機の危険及びその他の危険に遭った者のうち、組合員等の生死が、危険の去った後、次の期間を経過してもわからないとき。ただし、次のそれぞれの期間が経過する前であっても、中央執行委員会がその組合員資格の喪失を決定し、運営審議委員会が死亡に準ずると認められた場合は、死亡したもとして取り扱う。</u> <u>ア 航空機の危険の場合 30日</u> <u>イ 船舶の危険の場合 3カ月</u> <u>ウ ア及びイ以外の危険の場合 1年</u> (3) <u>前号による場合において、共済金受取人は、生存が明らかになったときには、すでに受け取った共済金を返済するものとし、その旨の念書を提出するものとする。</u> 6 住宅災害認定関係 関係官署が発行する罹災証明書又はその写しを添付すること。 7 疾病認定関係 準組合員乙の疾病の事実の証明 通院、入院とも診療報酬請求明細書又は領収書を添付すること。ただし、前記により、健康保険適用部分の判定が困難なときは、それに足る証明書を添付すること。
備 考	改正部分は、下線の部分である。

別表1(細則4条の2関係)

改正前		改正後		
別表1 総合共済規程第9条にいう給付は次のとおりとする。 なお、給付要件については、総合共済規程細則を参照のこと。 (1) 組合員、準組合員甲 単位：円				
科 目	給付金額(A)	備考(自治労共済基本型から給付される額)(B)	本人給付合計(C) (A)+(B)=(C)	
給付金	死亡	本人 500,000	(500,000) 1,000,000	
	給付金	配偶者	0	(200,000) 200,000
		子	0	(50,000) 50,000
		親	0	(10,000) 10,000
		配偶者の親	0	(10,000) 10,000
		住宅災害給付金	1 火災	全壊・全壊 600,000以内 (400,000以内) 1,000,000以内
	住宅災害給付金	2 落雷、破裂、爆発	半壊・半壊 500,000以内 (200,000以内) 700,000以内	
		3 航空機の墜落、車輛の飛び込み等の損傷	一部焼・一部壊 100,000以内 (100,000以内) 200,000以内	
	住宅災害給付金	自然災害	全壊・流失・全焼 140,000 (160,000) 300,000	
			半壊・半壊 70,000以内 (80,000) 150,000以内	
一部焼・一部損壊 0 (40,000) 40,000				
床上浸水 0 (30,000) 30,000				
避難特別見舞金 0 (20,000) 20,000				
同居親族の死亡 0 (20,000) 20,000				
疾病 30,000 0 30,000				
無給休職時(再給付) 100,000 0 100,000				
結婚 20,000 (10,000) 30,000				
出生 20,000 0 20,000				
重度障害 0 (500,000) 500,000				
リフレッシュ助成 20,000 0 20,000				
無給休職時支援金(1ヶ月につき) 1,100 0 1,100				
退職金	50歳未満の者	掛金を納入した期間 5年未満 掛金総額の0% 0 掛金総額の0%		
		5年以上10年未満 掛金総額の30% 0 掛金総額の30%		
	50歳以上の者	10年以上 掛金総額の50% 0 掛金総額の50%		
		5年以上10年未満 ※掛金総額の30% -20,000円 (20,000) 掛金総額の30%		
	任期付職員	6ヵ月未満 掛金総額の0% 0 掛金総額の0%		
		6ヵ月以上 掛金総額の50% 0 掛金総額の50%		
特別加算金 岩手県退職者会に入会した場合 30,000 0 30,000				
※ 自治労共済基本型からの退職時共済金の給付額を差し引くものとする。				
備考	改正部分は、下線(朱書き)の部分である。			

改正前		改正後		
別表1 総合共済規程第9条にいう給付は次のとおりとする。 なお、給付要件については、総合共済規程細則を参照のこと。 (1) 組合員、準組合員甲 単位：円				
科 目	給付金額(A)	備考(自治労共済基本型から給付される額)(B)	本人給付合計(C) (A)+(B)=(C)	
給付金	死亡	本人 500,000	(500,000) 1,000,000	
	給付金	配偶者	0	(200,000) 200,000
		子	0	(50,000) 50,000
		親	0	(10,000) 10,000
		配偶者の親	0	(10,000) 10,000
		住宅災害給付金	1 火災	全壊・全壊 70%以上 600,000 (400,000) 1,000,000
	住宅災害給付金	2 落雷、破裂、爆発	半壊・半壊 50%以上70%未満 360,000 (360,000) 720,000	
		3 航空機の墜落、車輛の飛び込み等の損傷	半壊・半壊 30%以上50%未満 280,000 (280,000) 560,000	
	住宅災害給付金	自然災害	20%以上30%未満 200,000 (200,000) 400,000	
			10%以上20%未満 120,000 (120,000) 240,000	
一部焼・一部壊 5%以上10%未満 80,000 (80,000) 160,000				
5%未満 200,000以内 (20,000以内) 40,000以内				
全壊・流失・全焼 70%以上 140,000 (160,000) 300,000				
住宅災害給付金	半壊・半壊 20%以上70%未満 70,000 (80,000) 150,000			
	一部焼・一部損壊 100万円を超え20万円をこえ100万円以下の場合 4,000 (16,000) 20,000			
住宅災害給付金	風水害等	一部焼・一部損壊 150cm以上 0 (80,000) 80,000		
		全床面の50%以上にあたる浸水 100~150cm未満 0 (54,000) 54,000		
	床上浸水	70~100cm未満 0 (38,000) 38,000		
		40~70cm未満 0 (26,000) 26,000		
住宅災害給付金	地震等	40cm未満 4,000 (16,000) 20,000		
		全床面の50%未満にあたる浸水 100cm以上 4,000 (16,000) 20,000		
住宅災害給付金	地震等	100cm未満 5,200 (4,800) 10,000		
		全壊・流失 70%以上 140,000 (50,000) 190,000		
住宅災害給付金	地震等	半壊 20%以上70%未満 70,000 (25,000) 95,000		
		一部壊 掛金額が20万円を超える場合 5,000 (5,000) 10,000		
避難特別見舞金 0 0 0				
同居親族の死亡 0 (20,000) 20,000				
疾病見舞金 30,000 0 30,000				
無給休職時(再給付) 100,000 0 100,000				
結婚祝金 20,000 (10,000) 30,000				
出生祝金 20,000 0 20,000				
重度障害見舞金 0 (500,000) 500,000				
リフレッシュ助成 20,000 0 20,000				
無給休職時支援金(1ヶ月につき) 1,100 0 1,100				
退職金	50歳未満の者	掛金を納入した期間 3年未満 掛金総額の0% 0 掛金総額の0%		
		3年以上10年未満 ※掛金総額の30% -18,000円 (18,000) 掛金総額の30%		
	50歳以上の者	10年以上 掛金総額の50% 0 掛金総額の50%		
		3年以上10年未満 ※掛金総額の30% -18,000円 (18,000) 掛金総額の30%		
	任期付職員	6ヵ月未満 掛金総額の0% 0 掛金総額の0%		
		6ヵ月以上 3年以上 掛金総額の50% 0 掛金総額の50%		
特別加算金 岩手県退職者会に入会した場合 30,000 0 30,000				
※ 自治労共済基本型からの退職時共済金の給付額を差し引くものとする。				
備考	改正部分は、下線(朱書き)の部分である。			

地公闘・統一要求書提出⇨人事課総括課長と交渉

「勧告に基づかない」 給与削減の終了求める



統一要求書を提出し、人事課総括課長と交渉する地公4役

県地方公務員共闘会議（豊巻浩也議長・岩教組）は10月21日、確定闘争における統一要求書を提出した。

また、あわせて、人事院が今年の報告で触れた「給与制度の総合的見直し」に関して、見直しを実施しないよう求

める要請書を提出し、大槻人事課総括課長と交渉を行った。交渉の内容は以下の通り。
①県人事委員会の報告に対する基本姿勢・・・人事委員会勧告を最大限尊重して、いく考えは今年も同様だ。人事委員会が昨年勧告した「50歳台後半層の昇給抑制」については、昨年度からの課題であることから継続して協議させていただきたい。
②県人事委員会が警鐘を鳴らした人事委員会勧告に基づかない給与削減の終了の考え・・・6月議会への条例提案の際の人事委員会の意見、今般の人事委員会報告での指摘は重く受け止めているが、財政事情を踏ま

えて削減実施をお願いしたものであり、直ちに廃止という訳にはいかない。
③人事院が報告した給与制度の総合的見直しに対する考え・・・人事委員会でも

「再任用」すべての職種が対象 畜産研究所「技能員」補充・年内に結論

現業評議会 人事課総括課長交渉

現業評議会（遠藤哲美議長・管財課分分）は10月24日、大槻人事課総括課長と交渉を行い、年度末退職予定者の完全補充を中心に人員確保を求めた。
大槻課長の回答内容は次のとおり。
年度末退職予定者の完全補充・・・今年度末退職者から無年金期間が生ずるところであり、当面再任用職員で雇用継続を図ることになるが、再任用にあたっては、全ての職種を対象に考えている。本人の意向、所管部局の意見を聞きながら対応させていきたい。
畜産研究所の鶏舎への採用・・・課題は認識しており、

地方公務員への影響を及ぼすもの言及されており、国における検討・人事委員会の研究の状況を踏まえた上で対応していく。

所管部局だけでなく現場の意見も聞きながら、12月頃までには一定の結論を出せるようにしたい。
◇
◇
現業評議会では、現場の声を訴えていくため、管財課・農林水産企画室・県土整備企画室との交渉を30日に設定し、所管部局との交渉も強化していく。



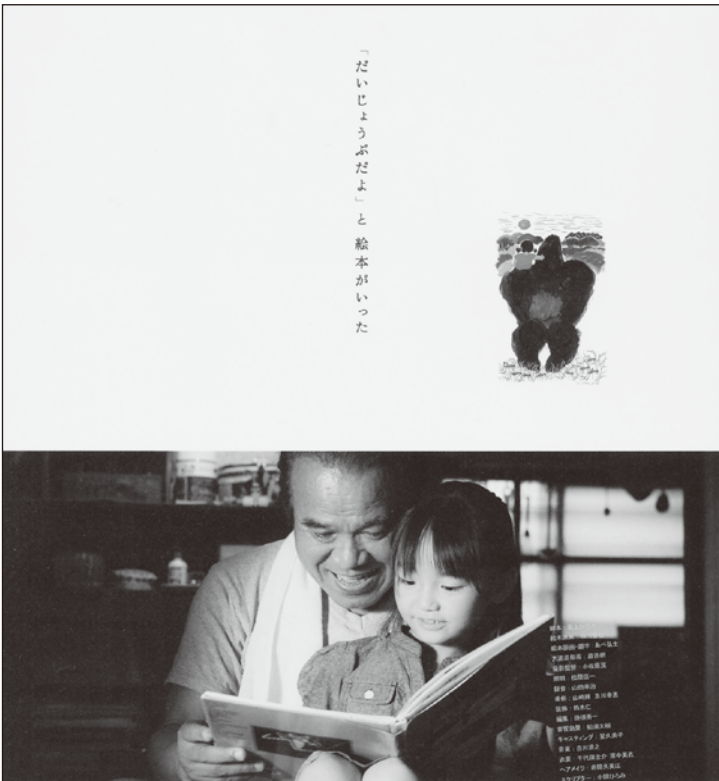
年度末退職者の補充等について交渉する現業評議会

Introduction

ひとりの俳優が絵本の里で見た子どもたちの明るい未来を映画に託し、すべての親と子に贈る。
すべては2007年、俳優の大地康雄が訪れた北海

に、人と人の心が通う「絵本の里づくり」を掲げ、町民は仕事の合間をぬって子どもたちに絵本を読み聞かせ、豊かな心を育ててきた。その想いは町のすみずみま

で届き、人々が助け合うまでに成長。大地が見たのは絵本に目を輝かせる子どもたちであり、親と子の明るい未来だった。そしてひとりの俳優は「絵本の力」と



「だいじょうぶだよ」と絵本がいった



じんじん

企画・主演：大地康雄
佐藤信子 中井貴恵 村田雄浩
小宮幸季 中田真子
小松美咲 井上正大 船山真央
若村宗由 板尾新助 平塚聡美
監督：山田大輔

11月14日	13:30 18:30	岩手県民会館 中ホール	019-824-1171
11月17日	10:30 13:30	岩手教育会館 大ホール	019-823-3301
11月24日	14:30	キャラホール 小ホール	019-637-6611

絵本を真ん中に、人の心をつなげる映画



主催/映画「じんじん」盛岡市上映会を成功させる会
協賛/マイヤ、岩電、第一生命盛岡支社、盛和建設、東北アルミ、岩手教育会館、岩手県教職員組合、北七ヶ浜市、アスティア、P&G、ユニフォーム
後援/盛岡市教育委員会、岩手県PTA連合会、盛岡市PTA連合会、盛岡市社会福祉協議会、連合岩手、他

鑑賞を希望される方は、各支部書記局まで。

生活応援運動展開中!

総合員限定 総合共済「共済掛金貸付事業」延長決定

- 〈第1期分〉
7月分から11月分までの共済掛金の合計額(上限75,000円)を無利子で貸し付けます。返済は、12月の一時金で一括返済。
*申込締め切り：毎月月末(11/29まで)
 - 〈第2期分〉
7月分から来年3月分までの共済掛金の合計額(上限60,000円)を無利子で貸し付けます。返済は、来年6月の一時金で一括返済。
*申込締め切り：毎月月末(3/31まで)
- 詳しくは各支部書記局までお問い合わせ願います!

お子さまの未来に安心を。



- その1. 毎月の積み立てで満期共済金(お子さまの高校卒業年度)をお支払い
- その2. 親(組合員)の万一に備えます
- その3. お子さまの万一に備えます

詳しくは組合までお問い合わせください。

全労済 全国労働者共済生活協同組合連合会
自治労共済本部
全日本自治労労働者共済生活協同組合